

自五百田支給方ヲ要求シタルヲ以テ会社ハ其
意ヲ斟酌シ昨二十六日一日ヲ招致シ懇諭ノ上
各自三百田ヲ支共ス一ク回答シタルニ区長等ハ
之ニ服スル模様ナク後日ニ交渉ヲ保留シ退
キリ之カタメ紛擾ヲ惹起スル等ノコトナカル
又引続注意申ナリ
右及申通報候也

特秘 漢一 二九〇 號

大正十二年二月七日

大政府知事 井上孝哉

内務大臣 水野錬太郎 殿

社会局長官 堀本清 治 殿

警視總監 志地 濃 殿

京都兵庫各府縣官 殿

大阪地方裁判所 檢事正 殿

大阪製糖壱所ニ於ケル作業制度
変更ニ係スル件 (第三報)

作業制度変更 (既方清眞制度)ニ係リ区長十三名
ハ之カ慰念藉ノ意味ニ於テ各自五百田支給方ヲ
要求セルニ對シ会社ハ各自三百田ヲ支給スト